

【分類10-3 組合が処分する産業廃棄物】について

1 調整内容

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第11条第2項の規定では、「市町村は、単独に又は共同して、一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物その他市町村が処理することが必要であると認める産業廃棄物の処理をその事務として行なうことができる」としている。

上記規定に基づき、弘前地区環境整備事務組合では、条例及び規則により、一般廃棄物とあわせて処理することが必要であると認める産業廃棄物を「紙くず」、「木くず」、「繊維くず」と定め、例外的な受入れを認めている。一方で、黒石地区清掃施設組合では定めておらず、産業廃棄物の受入れを認めていない。

取扱いが両組合で異なっている状況を踏まえ、広域化後における取扱いを定めるもの。

2 協議に当たっての考え方

弘前地区環境整備事務組合では例外的な受入れを認めているものの、これまでに受入れた実績はなく、また、黒石地区清掃施設組合においてもこれまで事業者からの受入要請等はなかったことから、組合施設以外の民間処理施設等において適正に処理が行われてきたものと考えられる。

また、令和3年3月31日時点の青森県産業廃棄物処理事業者許可状況では、「紙くず」、「木くず」、「繊維くず」の処分業の許可を受けている事業者が、8市町村管内でそれぞれの品目ごとに5事業者以上存在しており、民間処理施設での処理体制は十分確保されているものと判断できる。

3 調整方針案

広域化後も民間の産業廃棄物処分事業者による適正処理が十分可能と判断し、以下のとおり調整したい。

組合が一般廃棄物とあわせて処理することが必要であると認める産業廃棄物は定めない。

4 その他

上記、調整方針案で調整された場合は、協議項目のうち、「分類10-4 産業廃棄物の処分費用」は協議不要なものとして削除する。